

大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部を
改正する規程のあらまし

- 1 平成29年4月に人事院から示された「民間の退職金及び企業年金の実態調査の結果並びに国家公務員の退職給付に係る本院の見解」に基づき国家公務員退職手当法が改正されたことを踏まえ、退職給付水準の官民均衡を図るため、職員の退職手当の支給割合の改定、その他所要の改正を行います。
- 2 この規程は、平成30年1月1日及び同年4月1日から施行します。